

2023年4月13日付

災害防止協議会運営規程

制定平成 28 年 4 月 1 日

改定平成 29 年 4 月 10 日

改定令和 2 年 4 月 10 日

改定令和 4 年 4 月 7 日

改定令和 5 年 4 月 13 日

株式会社アイムホーム

災害防止協議会

(安全衛生協力会)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、「株式会社アイムホーム(以下、「会社」という)災害防止協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、労働安全衛生法第30条「特定元方事業者等の講ずべき措置」に基づく協議組織であり、会員相互の協議により、本工事における統括管理の円滑な運営を図り、会員の日頃の安全衛生活動に対して援助および指導を行うことにより、自主的安全衛生活動を促進し、労働災害の防止を図ることをその目的とする。

(用語の定義)

第3条 この規程における主要な用語、意義は次のとおりとする。

- (1) 関係請負人とは、特定元方事業者が統括管理義務を有する工事関係企業主及び企業代表者をいう。
- (2) 関係労働者とは、特定元方事業者及び関係請負人の使用する労働者をいう。

第2章 構 成

(会 員)

第4条 協議会は、統括安全衛生責任者及びすべての関係請負人を会員とする。

2 会社の工事を下請施工する関係請負人は、自動的に本会の会員となるものとする。

(代理人)

第5条 関係請負人は、協議会に参加することが著しく困難な場合、代理人を会員とすることができる。この場合、関係請負人は当該請負人に対し、必要なすべての権限を与えなければならない。

(会 費)

第6条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 労務関係(労務を主体として行うもの)
契約金額の1千分の2
- (2) 外注関係(労務、材料及び機械を提供して行うもので(1)以外のもの)
契約金額の1千分の1
- (3) 材料関係(材料の提供を主体として行うもの)
契約金額の1千分の1.5
- (4) リース関係(資材及び機械のリースを主体として行うもの)
契約金額の1千分の1.5]

(会費の納入及び徴収)

第7条 前条の会費は、毎月の出来高請求に応じて分割納入するものとし、電算処理により会社を通じて毎月会員の出来高支払から天引徴収する。

(役員)

- 第8条 協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 2名以内
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監査 2名以内
- 2 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。
 - 3 役員は、総会において会員から選出する。

第3章 運 営

(会議の開催)

- 第9条 本会議は、定例会議及び臨時会議の二種類とする。
- (1) 定例会議は、毎月1回開催する。
 - (2) 臨時会議は、議長が必要と認めたとき、招集する。
- 2 定例会議の出席者は、当会役員、会社工務部長、現場代理人および選任された当会会員とする。

(協議事項)

- 第10条 本会議では次の事項を協議する。
- (1) 作業所における安全衛生に関する諸規則・指示・要望事項等の周知徹底
 - (2) 安全衛生管理計画・防火管理計画・警備計画・公衆災害防止計画等の説明と協議調整
 - (3) 作業間の連絡及び調整に関する事項
 - イ 作業工程の周知
 - ロ 作業現場の巡視
 - ハ 安全衛生標識・作業区域の明示及び警報の統一及び周知徹底
 - ニ クレーン等の運転についての合図の統一及び周知徹底
 - ホ 危険物・有害物の保管場所の決定
 - ヘ 産業廃棄物の集積箇所の統一
 - ト 現場内外での工事車両運行経路および駐車場の周知
 - (4) 安全衛生対策実施状況の点検パトロール及び改善指導に関する事項
 - (5) 安全衛生教育・講演会などの実施に関する事項
 - (6) 人身事故及び設備に係る重大事故発生時の原因調査並びにその再発防止対策の検討
 - (7) 行政官庁からの文書による命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうちの関係事項
 - (8) 安全衛生に関する諸行事に関する事項
 - (9) その他、協議会の目的達成に必要な事項

(職務)

- 第11条 会長は、協議会を代表し、会議の運営に当たる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、本会の運営に参画する。
 - 4 監事は、本会の会計を監査する。

- 5 会員は、協議会に参加するとともに、会議で協議された事項について特定元方事業者とともに各自の関係労働者に周知徹底し、誠実にこれを実施するものとする。実施完了後、会長にその結果を報告しなければならない。

(総会)

- 第12条 総会は、毎年1回開催する。但し、必要ある場合は、臨時に開催することができる。
会長は協議会を代表し、会議の運営に当たる。
- 2 次の事項は、総会の決議を要する。
 - (1) 運営規定の改定
 - (2) 協議会の予算及び決算の承認
 - (2) 協議会の業務報告の承認
 - (3) 協議会の役員の選出
 - 3 総会の議長は、会長が当り、議事は出席人員の過半数で決する。

(役員会)

- 第13条 役員会は、必要ある場合、随時、統括安全衛生責任者が召集してこれを開催する。
- 2 議長は、統括安全衛生責任者が当る。
 - 3 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席人員の過半数で決する。

第4章 会 計

(会計年度)

- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(次年度繰越金)

- 第15条 毎年会計年度に剰余金もしくは欠損金が発生した場合は、次年度繰越金として処理する。

(会費増減額等の措置)

- 第16条 剰余金もしくは欠損金が、決算額の30%以上で増減した場合には、会費の減額または徴収の停止その他必要な措置を講ずるものとする。

第5章 精 算

(精算)

- 第17条 本会が解散した場合の残余財産は、解散時の会員に帰属するものとし、総会の決議を経て処分する。

第6章 事 務

(事務処理)

- 第18条 協議会の事項は、会社の工事が事務局として事務処理を担当する。

(議事録)

第19条 会議は議事録を作成し、会社がこれを3年間保存する。

(附 則)

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2. この規程は、必要に応じて改定する。

「平成 29 年度 改定事項」

(会費)

第 6 条 第 3 項および第 4 項の追加
第 1 項および第 2 項の徴収率の変更

(会議の開催)

第 9 条 第 1 項の変更

「令和 2 年度 改定事項」

(会費)

第 6 条 第 1 項から第 4 項の徴収率の変更

- (1) 労務関係 …… 1 千分の 4 → 1 千分の 2
- (2) 外注関係 …… 1 千分の 2 → 1 千分の 1
- (3) 材料関係 …… 1 千分の 3 → 1 千分の 1.5
- (4) リース関係 …… 1 千分の 3 → 1 千分の 1.5

「令和 4 年度 改定事項」

(会費)

第 6 条 第 1 項から第 4 項の徴収率の変更

- (1) 労務関係 …… 1 千分の 4 → 1 千分の 2
- (2) 外注関係 …… 1 千分の 2 → 1 千分の 2
- (3) 材料関係 …… 1 千分の 3 → 1 千分の 2
- (4) リース関係 …… 1 千分の 3 → 1 千分の 2

※ 但し、特例として、今年度(令和4年度)に限ってのみ、一律 1 千分の 1 とする。

「令和 5 年度 改定事項」

(会費)

第 6 条 第 1 項から第 4 項の徴収率の変更

- (1) 労務関係 …… 1 千分の 1 → 1 千分の 1.5
- (2) 外注関係 …… 1 千分の 1 → 1 千分の 1.5
- (3) 材料関係 …… 1 千分の 1 → 1 千分の 1.5
- (4) リース関係 …… 1 千分の 1 → 1 千分の 1.5

■ 規約の解釈運用

1. 会員の範囲(規約第4条関係)

当社の工事を下請施工する協力会社は、原則として自動的に会員となるもので特に入会申込みの手続きは必要ありません。その意味では、強制加入ということになります。

但し、材料納入を専業とする会社、トラック運搬などを専業とする会社、及び測量のみを行う会社、警備保障会社は会員になれません。

したがって、生コンや砂利の納入会社は除外されますが、掘削工事を下請して、その工事の一部にずり出しが含まれているような場合は、ずり運搬も掘削工事の請負会社の会員として適用されます。

また、コンクリートポンプ車は、打設工事契約により使用する場合に限り施工会社として会員になります。営繕、維持工事及び工事における場内修理等でも、外注工事として契約している場合は、会員となります。

2. 会員の区分と会費(第6条関係)

会員は、A・Bの2種類に区分され、それによって会費の徴収率も変わりますが、この区分の解釈は次のとおりです。

A 労務関係

「労務を主体として行うもの」とは、労務費が請負金額の50%以上を占めているような場合をいい、一般的には大工、鳶、土工、左官、鉄筋等の業種が入ります。しかし、これらの業種でも、材料、機械等を自ら提供して行う場合で、それらの比率が高いものは、Bになります。

B 外注関係

「労務、材料及び機械を提供して行うもので、A以外のもの」とは、例えば塗装、電気、石工等の業種が該当となりますが、これらの業種でも手間請けだけのような場合は、Aになることもあります。

3. 会員への会費徴収額の通知

「支払通知書」に徴収額を附記します。